

ストップ!
大増税

もっと自分の税金を知ろう!

掲示用

あなたは1月の給与明細書をよく見ましたか?

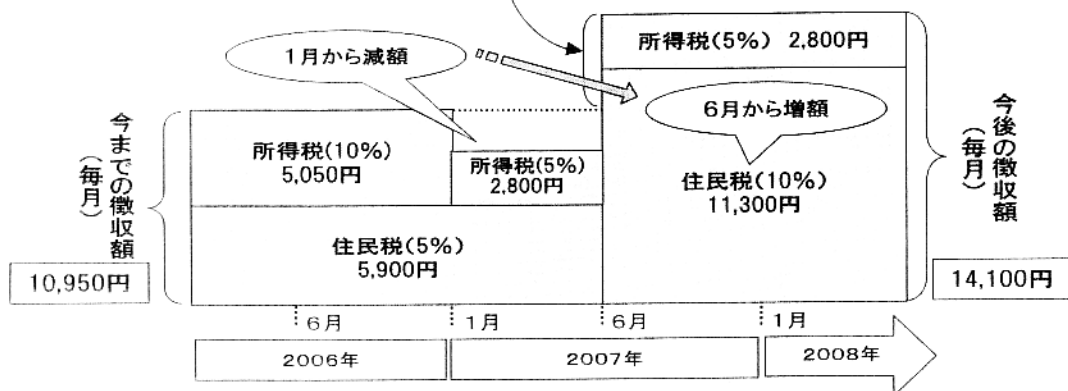


ことしの税金はいったん減ってあとから増える!

☆ 1月から所得税が減り、「手取り」増

☆ 6月から住民税が増え、定率減税廃止で負担増

実際は、「定率減税」の全廃で増税に!

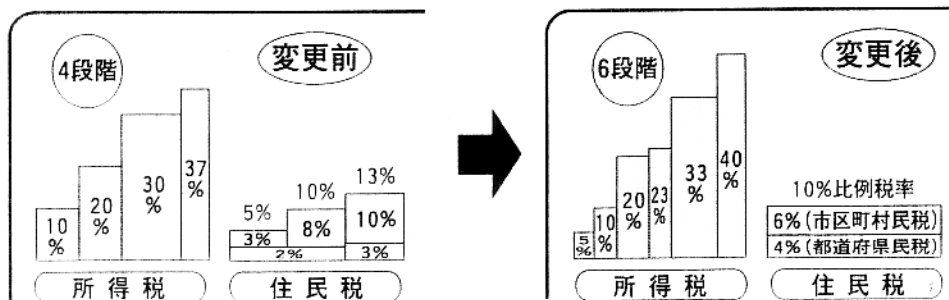


■試算例：年収500万円、会社員の夫、専業主婦、子供2人の4人家族の場合
(1～5月)毎月2250円の軽減
(6月以降)昨年12月までと比べ、3150円の負担増

1月から5月までは、所得税の減額分が所得税の定率減税廃止による税負担の増加分を上回るため全体として減税となる。しかし、6月からは住民税の増額と住民税の定率減税廃止が重なり、負担増となる。

Q. なぜ税金額が変動するの?

A. ① 税収の一部が所得税から住民税へ移行されるため



▽2006年度の税制改革で、地方自治体が自由に使える財源を増やすため、所得税から住民税に税収を移すこととなり、「所得税」の一部を「住民税」として支払うことになりました。(所得税と住民税を合わせた納税額は原則変わりません)
※所得税(毎年1～12月)と住民税(毎年6月～翌年5月)の計算期間が異なるため、先に所得税が減り、後から住民税が増えます。

A. ② 同時に「定率減税」が全廃されるため(2007年1月から所得税、6月からは住民税も)

税金のしくみは政治が変えます。 勤労者いじめの税制改革にストップを!